

小学校・中学校給食費の一部が補助されます

学校給食費の金額変更について

児童生徒の保護者の皆様へ

平成 29 年 6 月 19 日

中頓別町学校給食会 会長 福島 靖弘

○ 補助の目的

学校給食を受ける児童又は生徒の学校給食に要する費用は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定により、学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担となります。子育て世代の経済的負担を軽減し、人口減少を抑制、少子高齢化対策となる、子ども子育て支援策として、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりのため補助することを目的とします。

○ 給食内容の改善

現在、工夫を凝らした給食の提供を行っていますが、旬の食材使用、彩に配慮した特徴あるメニューや 1 品増加、平均栄養所要量の充実など、さらなる給食の改善に努めます。

○ 取組の具体的な内容

平成 29 年 8 月から小・中学校の児童生徒を対象に保護者からの補助金申請に基づき、保護者へ補助金を支給することを基本としますが、保護者から学校へ委任状を提出することにより、委任を受けた校長が補助金を受領するシステムとします。

補助金は、年 3 回に分けて各学校の給食会計口座へ振込をし、校長が受領した補助金は、本来保護者が負担すべき給食費に充てなければならない教育委員会規定により、校長が給食会に納付する仕組みです。

・1 食あたり単価

現在	変更	保護者負担額
小学生 241 円	→ 270 円 (120 円 + 改善分 29 円 = 149 円補助)	⇒ 121 円
中学生 281 円	→ 310 円 (140 円 + 改善分 29 円 = 169 円補助)	⇒ 141 円

月額給食費	小学生	中学生		備 考
	1 ~ 6 年	1・2 年	3 年	
8 月 ~ 2 月 : 7 月間	現 4,000 円 変更 2,000 円	現 4,700 円 変更 2,300 円	現 4,700 円 変更 2,300 円	年間基準日数 : 200 日
3 月 : 1 月間	現 4,200 円 変更 2,200 円	現 4,500 円 変更 2,900 円	現 2,300 円 変更 1,400 円	中 3 : 卒業月に より減額



下記「中頓別町学校給食費補助金交付申請書兼委任状」に保護者連絡先、児童生徒の氏名・学校名・学年・年齢、提出年月日を記入し、押印のうえ第1子の在学する学校へ提出してください。

別記第1号様式（第6条第1項関係）

平成 年 月 日

中頓別町学校給食費補助金交付申請書兼委任状

中頓別町教育委員会教育長 様

（保護者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

私は、平成 年 月において、下記対象児童生徒の学校給食費について、補助金の交付を受けたいので、中頓別町学校給食費補助金交付規則第6条により、同規則第5条に基づき国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた金額及び学校給食費の納付状況について、中頓別町教育委員会が関係機関へ確認をとることに同意することを添えて申請します。

また、次の委任事項について、児童生徒が在籍する中頓別町立小学校又は中学校の校長へ委任します。

※ 法律により、学校給食の食材等購入費用は保護者が負担する経費であることから、学校長を代理人とする「委任」が必要です。

【委任事項】

- 1 中頓別町学校給食費補助金の請求、受領及び返還に関する事。
- 2 中頓別町学校給食費補助金の管理及び運用に関する事。
- 3 中頓別町学校給食費補助事業の実績報告に関する事。

記

	氏 名	学 校 名	学年／年齢
第1子			
第2子			
第3子			
第4子			

- 「申請書兼委任状」の提出により、補助金は、委任を受けた各学校長名義の給食会計口座へ振り込み、各学校長は、保護者から徴収した金額と補助金を合わせて、学校給食会計へ納入することとなります。
- 提出期限：第1子が在学する学校へ、7月25日までに提出

ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡願います。

[担当：中頓別町教育委員会 6-1111]

これから8月まで、気温が高くなり、細菌性の食中毒が発生しやすい季節となります。

食事前や用便後には、よく手洗いをしましょう。

- ① 細菌をつけない（清潔・洗浄）
- ② 細菌を増やさない
- ③ 細菌をやっつける（加熱・殺菌）